

お亡くなりになったとき

# 亡くなった方に こどもがいたら

死亡届	1階 11番	6957-9961
国民健康保険証 返却 葬祭費の手続き	1階 8番	6957-9956
児童手当 受給者の変更	2階 28番	6957-9857
児童扶養手当 新規申請		
こども医療証 返却		
ひとり親家庭医療証新規申請		

## <もちもの>

- 印鑑（朱肉で押すもの）
- 銀行預金通帳（手当請求者）
- 健康保険証（家族全員分）
- こども医療証

（葬祭費・児童扶養手当を申請する方は、事前にお問合せください。）

児童扶養手当は、条件によって受給できない場合があります）

平成30年4月

制度等の詳細につきましては、担当する課にお問い合わせください。